

## 原油・物価高騰に対応した高効率化等促進事業補助金 Q & A

問1 中小企業の要件はいつ時点で満たす必要があるか。

答1 申請時点の状況で判断いたします。

問2 福島県外に本社がある事業者は対象となるか。

答2 福島県内に事業所があれば、その事業所における設備導入が対象となります。ソフト事業も福島県内にある事業所を対象としたものに限りません。

問3 省エネのための太陽光発電設備などは対象となるのか。

答3 太陽光発電や高効率空調などのユーティリティ設備は対象となりません。製造設備のみが対象となります。

問4 設備の新規導入は対象となるか。

答4 本事業は、燃料費や材料費の高騰により、従前の設備ではコストが掛かりすぎる設備を見直すことを目的としているため、電気使用量が多い老朽化した設備の更新を優先します。

但し、原材料の効率的使用が可能となる新規設備導入など、省資源化・高効率化が図られるものは対象といたします。

具体的な導入事例（主なもの）は次のとおりです。

想定している補助のケース	
<b>ソフト事業</b>	
事業内容	詳細
コンサルティング	中小企業診断士などに委託し、燃料費、材料費の現状調査、改善点の考査を行ってもらい、その対策に必要な省資源・高効率化に資する生産設備の提案をしてもらう。
調査	高騰している材料費（綿花等）の節減を図るため、低価格の代替素材で製造できないか調査・試験を行う。
<b>ハード事業</b>	
事業内容	詳細
省エネ設備の更新等	老朽化した工作機械を省エネルギー効果の高い工作機械に更新する。
	溶鉱炉に設置する熱交換器と燃焼器を高効率型のものに交換し、効果的な余熱利用によって、燃料の削減を図る。
省資源設備の導入	削りかすが出ないように鋼材から切削して精製せず、線材を加工して省資源で精製できる線材加工機など、原材料を効率的に活用できる機械を導入する。
高効率設備の導入	食品加工を行う場合に、原材料の捨てる部分を最小限に加工できる機械に更新する。

問5 補助対象となる製造業とは、何で判断するのか。

答5 対象となる製造業とは、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業をいいます。

法人税申告書を提出する際に事業種目を記入する欄がありますが、この欄に日本標準産業分類の製造業に該当する業種を記入しているかなどで判断願います。

なお、製造品を卸売りしている「製造業」とその場で個人又は家庭用消費者に販売する「製造小売業」の両方を行っている場合などでは、どちらが主な事業であるかで判断願います。

判断に迷う場合は、ご相談願います。

問6 省資源化、高効率化はどのように判断するのか。

答6 現在導入している設備より省資源化や生産性の効率化が図られることが分かる資料を提出いただき判断します。

問7 どのくらい省資源化、高効率化を図ればよいのか。

答7 省資源化及び高効率化の基準はありません。従前の設備よりも省資源化、高効率化が達成できれば対象となります。

ただし、補助対象の選定の際は、より省資源化、高効率化が図られる事業を優先的に採択いたします。

問8 採択要件に雇用要件はあるか。

答8 雇用要件はありません。ただし、高効率化設備等の導入に伴い、人員を減らすことは認められません。

問9 事前相談は必要か。

答9 審査にあたり、業種の適格性や事業内容の詳細、計画の熟度を確認するため、事前相談を行ってください。

来庁での相談が困難な場合は、メールでの相談を受けております。メールの場合は、以下の問い合わせ先アドレスにメール件名を企業名と「高効率化補助相談」として事業内容を記載した応募様式を送付願います。

問10 事業対象となる期間はいつからいつまでか

答10 補助対象となる設備更新は、令和4年7月5日以降に着手(契約)で、令和5年4月1日以降に支払いが完了する事業です。

なお、令和6年2月22日までに事業完了(設備設置完了し、代金の支払も完了すること)しなければなりません。

**事業完了期限は延長できません。**

——— 問い合わせ先 ———

福島県商工労働部企業立地課

福島県杉妻町2-16 (西庁舎12階)

Tel 024-521-8523

E-mail: fukushima-rittihojyo@pref.fukushima.lg.jp